

## 高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会（第4回） 議事概要

### 1 日時

令和2年8月27日（木） 14:00～15:00

### 2 場所

WEB会議

### 3 出席者（敬称略）

座 長 : 山尾 泰

構 成 員 : 石井 望、天野 茂、海老原 貢、小野沢 庸、加藤 千早、加藤 康博、  
川瀬 克行、児玉 有康、後藤 治彦、小林 顕造、齋藤 一賢、佐野 弘和、  
末永 力也、竹之下 早苗、谷澤 正彦、長澤 康裕、拮石 康博、本多 美雄、  
前田 規行、丸田 純一、三浦 龍、毛利 政之、渡辺 照重  
山脇 匡勝（渡辺構成員代理）、ヴァレンティン・ゲオルギウ（武田構成員代理）

オブザーバ : 齊藤 春夫、藤井 勝巳

説 明 員 : 安藤 桂

事 務 局 : 移動通信課 大野課長補佐、山下課長補佐、下地係長、松元官  
電波環境課 松宮推進官  
認証推進室 景山課長補佐  
基幹通信室 宮澤課長補佐

### 4 議事

#### (1) 前回議事録の確認

第三回議事録（資料4-1）の確認が行なわれ、特段の意見がなかったため承認された。

前回、第四回の検討会では報告書案を提示するとしていたが、提示しなかった理由について事務局から説明があった。概要は以下のとおり。

前回の検討会において活発な質疑応答がなされたが、報告書案を最終的にまとめていくにあたり、議論を深めて整理すべき点があると考えられ、通信事業者・通信機器メーカー、アンリツ等の関係者と事務局で何度か意見交換を行った。その意見交換の趣旨は、

- ・ アンリツの意見を十分に把握すること
- ・ 通信事業者・通信機器メーカーとしては、その意見に対して技術的に回答すべき事項を確認し、検討会で議論できるよう、適切な資料を追加すること
- ・ 事務局としては、その技術的な効果を踏まえ、制度的に担保する際に考慮すべき事項を確認し、検討会で議論できるよう、制度的な論点を整理すること

であり、これらを踏まえた資料を今回提出することとした。

加えて、資料については、これまでの議論も含めて体系だてて説明したものとした方が、総合的な議論ができるのではとの観点で、文章形式の報告書案で議論する形ではなく、今回の2つの資料で議論してもらい、検討会としての方向性を付けたいと考えたもの。

#### (2) 5G NR基地局等における定期検査測定省略条件案について

安藤説明者及び毛利構成員から資料4-2に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

丸 田 構 成 員 : 定義を明確にすることと、24時間365日の体制的な考え方は重要だと考えるが、技適時点での性能が、5年、10年と変わらないかをどう担保するのか。

安 藤 説 明 者 : 工事設計認証を取得する際に、その申請者が装置使用期間中の動作を担保することとなる。これは、従来装置で水晶等の自走式の発振器を用いていた場合と同じ考え方である。これまでも、技適認証を取得した後、新設検査が省略されてその5年後まで次の検査が課されることは無かったため、それまでの期間中は申請者

(ここでは主にメーカー)が少なくとも5年間は電波法の許容値内で動作することを担保しながら装置運用を行ってきた。

本多構成員：技適時点の性能が変わらないことは、技適認証を取得する際に申請者(例えば製造事業者)が何らかの説明を行って、それを認めていただく方法も考えられるのではないか。

事務局：そもそも監視体制といった運用の様態は、技適の審査事項とはなり得ず、運用の様態を含めて技適時点の性能が変わらないということを登録証明機関が保証することはできない。

丸田構成員：クローズドループそのものの精度が絶対値に対してどう担保されているか。そのような検証がない中で入っていると担保できるのか。

安藤説明者：前述の申請者側で運用期間中は動作担保を行う事に加えて、事業者観点でも不具合発生時のアラームによる遠隔監視及び必要に応じた停波等の対応を行い、電波法許容範囲を逸脱しないよう、これまでと同様に今後に対応していく。

毛利構成員：無線機はあくまでも電子機器であり、機器の性能が完全に担保できるものではなく故障は発生するものと考えている。携帯電話事業者の運用部門は、装置故障等によりアラームが発生した場合、遠隔停波や現地駆けつけ等で対処する運用体制を取っており、この体制で担保されることを省略条件として提案させて頂いている。

(3) 定期検査における電気的特性の測定の省略に関する考え方について

事務局から資料4-3に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

丸田構成員：自動出力補正機能や外部信号同期機能の経年劣化は、どうやって制度的に担保できるのか。

事務局：自動出力補正機能や外部信号同期機能という個々の機能を有することのみではなく、監視制御機能・保守運用体制との組み合わせで、それらが有効に機能し続けることを制度的に求めるという考え方である。

安藤説明者：技適認証で担保できるのではないか。

事務局：技適制度は、無線局として設置する前の無線設備が技術基準に適合しているかどうか審査し、適合している場合には、免許手続の簡略化を認める制度である。制度の趣旨からも、実際の審査の対象としても、個別の機器の経時的変化を登録証明機関において保証するようなものではない。

丸田構成員：経時劣化の話も含め、監視制御機能・保守運用体制で電波の質が担保されるので問題無い、ということであれば、そもそも自動出力補正機能や外部信号同期機能は不要ということにすらなるのではないか。

事務局：高度化された陸上無線通信システムについて定期検査での電気的特性を省略するための条件として、自動出力補正機能や外部信号同期機能により一定の電波の質が確保されることに加えて、監視制御機能・保守運用体制により安定的な稼働を確保するというを総合的に勘案して認めるという、いわば厳しい条件を設定することによって、新たな考え方としてまず整理したいと考えている。

山尾座長：これまで4回にわたり活発に議論を続けてきまして、資料を見ましても随分と整理されて来たと感じます。このあたりで報告書としてまとめ上げていただきたいと考えますので、皆様、ご協力よろしく申し上げます。

(4) その他

事務局より、次回会合については、9月中旬に行なうこと、報告書案を提示することを周知した。

(閉会)